

石見神楽鑑賞モニターツアーご参加者限定オプション

現地ガイド付き 益田半日観光ツアー

雪舟が築いた庭園を誇る医光寺と石州瓦を用いた建築が見事な
島根県芸術文化センター「グラントワ」をガイドがご案内いたします。
昼食には、地元グルメ【神楽めし】の海鮮どんぶりをご用意♪



(医光寺)



(医光寺：雪舟庭園)



(島根県芸術文化センター「グラントワ」)

【旅行日】 **令和4年12月4日(日) 日帰り**
【集合場所】 益田駅 【集合時間】 午前8時45分
【最少催行人員】 7名
【添乗員】 添乗員およびプロジェクトゆうあいスタッフ同行



(昼食：海鮮どんぶり)

【行程】

益田駅(9:00発) → (バスまたはジャンボタクシー) → 医光寺
(拝観) → (バスまたはジャンボタクシー) → 島根県芸術文化センター
「グラントワ」(美術館見学・昼食) → (バスまたはジャンボタ
クシー) → 益田駅(12:00頃着)

【昼食】 レストランポニー(海鮮どんぶり)

【交通】 第一観光バス(小型：19人乗り)

または 益田地区タクシー共同組合(ジャンボタクシー)

【旅行代金(お一人様)】 ※大人・子ども同額

基本代金5,500円(税込) → **【全国旅行支援適用】3,300円(税込)**

【旅行代金に含まれるもの】

バスまたはタクシー代、ガイド代、医光寺拝観料、昼食代

※身体障害者手帳で美術館入館料無料(同伴者1名含む)

★**しまねっこクーポン1,000円付**

(土産物店、飲食店、公共交通機関などで旅行日に使用可能)

【注意事項】

(申し込みについて)

・手話通訳の手配は、お客様ご自身でお住まいの自治体へお申込みください。

(ツアー催行について)

・最少催行人員は7名です。満たない場合はツアーを取りやめます。（取りやめる場合、旅行日の4日前までに通知いたします。）

(当日のガイドについて)

・医光寺ではボランティアガイド、グラントワでは館内スタッフがご案内いたします。

・美術館入館時に身体障害者手帳をご提示ください。

(全国旅行支援について)

・全国旅行支援を適用する場合、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種証明（島根県在住者2回目、県外3回目）または陰性証明書（3日以内）のご提示が必要となります。適用条件を満たしていない場合には、基本旅行代金でのご参加となりますのでご了承ください。

【申込者記入欄】

申込先：NPO法人プロジェクトゆうあい（モニター申込先と同様）

代表者氏名	人 数	益田までの交通手段

(一社) 益田市観光協会 ご旅行条件書（抜粋）

1.募集型企画旅行契約

「益田半日観光ツアー」は、一般社団法人益田市観光協会が企画・募集し実施する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当協会と募集型企画旅行契約を締結することになります。また、契約の内容・条件は、募集広告（パンフレット等）の各コースごとに記載されている条件の他、下記条件、最終旅行日程表及び当協会の「旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）」によります。

2.旅行の申し込み

- (1)申込書に所定の事項を記入の上、お1人様につき下記の申込金を添えてお申し込みいただけます。お申込金は旅行代金、取消料または違約料のそれぞれの一部として取り扱います。
- (2)当協会は電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段によるお申し込みを受け付けます。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当協会が予約の承諾を通知した翌日から起算して3日以内に申込書と申込金を提出していただきます。

旅行代金	3万円未満	3万円以上6万円未満	6万円以上10万円未満
お申込金	6,000円～旅行代金まで	12,000円～旅行代金まで	20,000円～旅行代金まで

- (3)15歳未満の方のご参加は、保護者の同行を条件とします。15歳以上20歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同意書が必要です。
- (4)お客様の状況によっては、当初の手配内容に含まれていない特別な配慮、措置が必要になる可能性があります。詳細は、「国内募集型企画旅行条件書」の「3.申込条件」を確認の上、特別な配慮・措置が必要となる可能性がある方は、ご相談させていただきますので、必ずお申し出ください。

3.契約の成立と契約書面の交付

- (1)募集型企画旅行契約は、当協会が契約の締結を承諾し前項の申込金を受領したときに成立するものとします。
- (2)通信契約は前項の規定にかかわらず、当協会が契約の締結を承諾する旨の通知を発したときに成立するものとします。ただし、契約締結を承諾する旨をe-mail等の電子承諾通知の方法で通知した場合は、その通知がお客様に到達した時に成立するものとします。
- (3)当協会は契約の成立後、旅行日程や旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当協会の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます）をお渡し致します。（当パンフレットはこのご旅行条件書において、契約書面の一部といたします）
- 当協会が手配し旅程を管理する業務を負う旅行サービス範囲は、当契約書面に記載致します。

4.通信契約

当協会が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます）のカード会員（以下「会員」といいます）より所定の伝票への「会員」の署名なくしての旅行代金等受けることをお支払いを条件に「電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信による」申し込みを受ける場合があります。

5.旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日前までにお支払い下さい。

旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金、宿泊費、食代及び消費税等諸税。

6.お客様からの旅行契約の解除(旅行開始前)

お客様はいつでも次に定める取消料（お1人様につき）をお支払いいただいて、旅行契約を解除することができます。この場合、既に収受している旅行代金(あるいは申込金）から所定の取消料を差し引き払い戻します。申込金のみで取消料がまかなえないときは、その差額を申し受けます。（なお、表でいう取消料とは、お客様が当協会の営業日、営業時間内に取消する旨をお申し出いただいた時を基準とします。）

②日帰り旅行にかかわる取消料

取消料	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって			旅行開始日の		旅行開始後
	11日目以前	10日目以降	7日目以降	前日	当日	の解除
	あたり日 まで	8日目に あたり日 まで	2日目に あたり日 まで			無連絡不参加
取消料	無料	旅行代金の 20%	旅行代金の 30%	旅行代金の 40%	旅行代金の 50%	旅行代金の 100%

この書面は、旅行業法第12条の4の定めるところの取引条件の説明書面及び同法第12条の5の定めるところの契約書面の一部となります。詳しい旅行条件を説明した書面をお渡しますので、事前にご確認のうえお申込みください。

7.当協会からの旅行契約の解除及び催行の中止

(1)旅行開始前

当協会は次に掲げる場合において、旅行開始前に国内募集型企画旅行契約を解除することがあります。

- 最少催行人員に満たないときは旅行の実施を取りやめることがあります。この場合は旅行開始日の14日前（日帰り旅行は4日前）までにご連絡をし、当協会にお預かりしている旅行代金は全額お返しし、この旅行契約を解除いたします。
- お客様が当協会にあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが判明したとき。
- お客様が病気その他の事由により、当該旅行にたえられないと認めるとき。
- 天災地変、戦乱、運送機関等における旅行サービス提供の中止、国内外の観光省の命令その他の当協会の関与できない事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は、不可能となるおそれが極めて大きいとき。

(2)旅行開始後

集合時刻を過ぎても集合場所にお越しにならないときは募集型企画旅行契約を解除することがあります。この場合権利放棄とみなし払い戻しをいたしません。

8.お客様の責任

- (1)お客様の故意又は過失により当協会が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。
- (2)お客様は、当協会から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3)お客様は、旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当協会、又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

9.特別補償

当協会は、当協会の責任が生じるか否かを問わず、国内募集型企画旅行約款の特別補償規程で定めるところにより、お客様が旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故によってその生命、身体又は手荷物の上に被った一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。

10.基準期日

この旅行条件は、2020年9月1日現在を基準としています。

また、旅行代金は2020年9月1日現在の有効な運賃・規則を基準としています。

【個人情報取り扱いについて】

- (1)一般社団法人益田市観光協会は、旅行申し込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、必要な範囲内において当該機関等に提供し
- (2)当協会及び当協会が提携する企業・団体が取り扱う商品、サービスに関する情報をお客様に提供させていただくことがあります。
- (3)上記のほか、当協会の個人情報の取り扱いに関する方針については、当協会またはホームページでご確認下さい。

【旅行企画・実施】及び【申込・問い合わせ】

島根県知事登録第3-99号 (一社) 全国旅行業協会正会員

一般社団法人益田市観光協会

島根県益田市駅前町17-2 TEL：0856-22-7120
FAX：0856-23-1232 MAIL:info2@masudashi.com

募集型企画旅行実施可能区域

島根県：益田市・浜田市・津和野町・吉賀町 山口県：萩市・岩国市
広島県：北広島町・安芸太田町・廿日市市

総合旅行業務取扱管理者：川崎聡美

※旅行業務取扱管理者は、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し担当者からの説明にご不明な点があれば、ご連絡なく上記の取扱管理者にお尋ねください。